

平成18年9月22日

地方交付税算定の見直しについて

全国知事会
地方分権推進特別委員会
地方交付税問題小委員会

地方交付税については「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、「地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。」とされている。

地方交付税の算定、配分方法の透明性及び予見可能性を高めることは、安定的な地方財政運営にとって重要と考えるが、算定の簡素化ありきで検討を進めるあまり、いずれの地域においても基本的な行政サービスを国民に提供できるよう財源を保障するという交付税制度の本質を損なうことがあってはならない。

具体の算定の見直しにあたっては、以下の点に十分留意し、地方公共団体と協議を重ねたうえで検討を進めるべきである。

1 交付税総額の確保等

交付税制度の本質を堅持するとともに、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みを構築すべき
<「地方共有税」創設の検討>

- ・ 地方公共団体への地方交付税の配分方法の見直しが行われる場合でも、地財計画の策定を通じて適切に財政需要を把握し、地方が必要とする財源の総額を確保することが必要。
- ・ 交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保されるよう、「地方分権の推進に関する意見書」（平成18年6月7日地方六団体） 提言4 にあるとおり、「地方共有税」の創設に係る検討を進めるべき。
- ・ なお、地方財政の予見可能性を高め、安定的な財政運営を可能とするための中期地方財政ビジョンについては、速やかに具体化すること。

- ・ 後年度財源措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分について確実に交付税措置すること
- ・ あわせて、その他の財政需要についても適切に地方財政計画に反映すべき

- ・ 国が後年度財源措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分は今後も増加（H17：7.8兆円 H21：9.5兆円（兵庫県推計））するが、これらについては、全て確実に交付税措置すること。
- ・ あわせて、その他の財政需要についても適切に地方財政計画に反映すること。

新しい基準による交付税の算定により、交付税配分額が従前に比べ大幅に減少する地方公共団体が生じることのないよう、特別の配慮を講じるべき

- ・ 新しい基準による交付税算定の見直しを行う場合でも、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、配分額が従前に比して、大幅に減少する地方公共団体が生じることとなる場合には、特別の配慮を講じるべき。

2 交付税算定見直しの考え方

- ・ 地方公共団体の事務事業を国の基準付けがある部分とそれ以外の部分に区分して、交付税の算定を行うべきではない。
- ・ 各費目の中に高齢者人口や森林面積等の新たな測定単位を設けるなど、透明性・予見可能性を高めるべき

- ・ 「新型交付税」の導入にあたっては、地方の財政需要を国の基準付けがある部分と地方が自由に歳出を決定する部分に区分し、後者の算定を見直すとの考え方が示されているが、地方公共団体の事務事業を国の基準付けがある部分とそれ以外の部分に区分して、交付税の算定を行うべきではない。
- ・ むしろ、交付税算定の見直しにあたっては、現行の算定のなかで、すでに人口又は面積を測定単位としている費目について、国の裁量に左右されやすい補正係数を廃止・縮減する一方で、地域の多様な行政需要を反映した透明性の高い測定単位を新たに法定するなど、できる限り算定の透明性・予見可能性を高めるべき。

地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導の手段として用いるべきではない

- ・ 地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導の手段として用いるべきではなく、新分権一括法の制定や国庫補助負担金改革により、国の基準付けを廃止・縮小して、地方の自由度を一層拡大すべき。

3 交付税算定見直しの制度設計

多様な行政需要を的確に反映する算定基準を設定すべき

- ・ 単に人口・面積のみを算定基準とした場合、過疎、辺地、離島、豪雪等条件不利地域の対策や人口構造・都市構造に応じた行政需要、大規模災害の発生等による臨時的・多額の財政需要への対応が困難。
- ・ 高齢者人口や森林面積等、費用の性格に応じた人口・面積を用いるなど、多様な行政需要を的確に反映する算定基準を設定すべき。
- ・ 地方公共団体の規模や地理的条件にかかわらず、必ず実施しなければならない基本的な行政サービスについては、適切に財源保障すべき。

【算定方法に関する提案】

1 経常経費

- ・ 単に「人口」・「面積」を測定単位とするのではなく、人口規模等に伴う行政コスト差を反映させる補正など、必要最低限の補正措置は引き続き講じるとともに、その他の補正係数は、現行の補正係数の要素を加味した複数の測定単位（人口：高齢者人口、就学前人口など。面積：宅地・農地・山林など）への移行を検討すべき。

2 投資的経費

補正係数の見直し

- ・ ごみ処理施設・学校・下水道等、地方公共団体の財政規模に比して単年度における事業費が多額なものについては、引き続き事業量に応じた補正（事業費補正に準じた補正）措置を講じるべき。
- ・ 団体間の社会資本の整備水準等の差を反映する補正など人口または面積では捕捉できない需要についても留意すべき。

3 測定単位（延長）

道路橋梁費、河川費及び港湾費のように、人口または面積で捕捉できない費目については、従来どおり延長を測定単位とすべき。

「新型交付税」の割合及び期間については目標値ありきで進めるべきではない

- ・ 「地方税財政改革について」（平成18年6月14日総務省事務連絡）では、「新型交付税」の割合について順次拡大し、3年間で5兆円規模を目指すとされているが、交付税算定の見直しが地方公共団体の財政運営にどのような影響を及ぼすか検証する必要があるため、「新型交付税」の規模及びその実現期間については、目標値ありきで進めるべきではない。
- ・ なお、国と地方の税源配分の見直しなどによる地方公共団体への影響も十分に勘案して慎重に検討すべき。

4 不交付団体の拡大

不交付団体の拡大は税源移譲により実現すべき

- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、「例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。」とされているが、地方交付税の算定の見直しにより不交付団体の拡大を図るものであってはならない。
- ・ 不交付団体の拡大は、「地方分権の推進に関する意見書」（平成18年6月7日地方六団体） 提言3 にあるとおり、地方税を充実強化することにより実現すべき。

5 「新型交付税」の制度設計等への地方の参画

「新型交付税」の具体的な制度設計や中期地方財政ビジョンの策定には地方が必ず参画

< 「（仮）地方行財政会議」の早期設置 >

- ・ 「新型交付税」の具体的な制度設計は、必ず地方の参画のもとで進めること。
- ・ さらに、地方税財政制度のあり方など、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため「地方分権の推進に関する意見書」（平成18年6月7日地方六団体） 提言2 にある「（仮）地方行財政会議」を早期に設置すること。
- ・ なお、中期地方財政ビジョンについても、地方の意見を十分に踏まえ具体化すること。